

[経営者様・総務人事ご担当者様向け]

ワークライフバランス

# WLBアドバイザー ご訪問のご案内

## ワークライフバランスに取り組みませんか？

佐賀県では、労働時間の短縮や育児・介護休業取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることなどにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる労働環境の実現を目指しております。

対象

佐賀県内の企業様

期間

令和元年6月～令和2年2月

ご訪問内容

### 「ワーク・ライフ・バランスとは？」のご説明

「取り組むメリットは？」などをご紹介、アドバイスいたします。

- ワーク・ライフ・バランスの概要、企業としてのメリットについて
- WL Bに係る県奨励金及び国補助金などのご紹介
- 年次有給休暇の計画的付与制度の導入について
- 県内企業のWL Bの取り組み事例紹介
- 時間単位の年次有給休暇制度の導入について
- その他、県関連事業のご紹介
- 従業員の心身の健康保持増進について
- WL B自己診断アンケートのお願い

※場合により、社労士派遣を行うことが可能です

メリット

- 従業員の職場定着につながります。
- 魅力ある企業として、人材確保につながります。
- 働きやすい職場づくりにつながります。

